

静岡県公安委員会規則第28号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月15日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
富士警察署	(略)			富士警察署	(略)		
	須津交番	富士市中里925番地の13	富士市のうち大坪新田、神谷の一部、神谷新町、神谷南、川尻の一部、川尻東、中里の一部、富士岡、富士岡南		須津交番	富士市中里925番地の13	富士市のうち江尾、江尾南、大坪新田、神谷、神谷新町、神谷南、川尻、川尻東、境、境南、中里の一部、西船津、西船津南、比奈、富士岡、富士岡南、船津、船津南、増川、増川新町、増川南、桃里
(略)				(略)			
吉原駅前交番	(略)			吉原駅前交番	(略)		
東警察官駐在所	富士市境54番地の13	富士市のうち江尾、江尾南、神谷の一部、川尻の一部、境、境南、西船津、西船津南、船津、船津南、増川、増川南、増川新町、桃里					
比奈警察官駐在所	富士市比奈1446番地の13	富士市のうち比奈					
松野警察官駐在所	(略)			松野警察官駐在所	(略)		
(略)				(略)			
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年12月16日から施行する。